

# 輸送ハンドブック タイ



# NTL-THAILANDのセールスポイント

- ・輸出混載におけるラッカバンICDの利用。  
ラッカバンICDの各CFSは民間企業による運営なので、PATに比べ、サービス面で優れており、イレギュラー発生時も迅速に対応できる。搬入された貨物は屋根付きの倉庫で保管され、バンニングも屋根のある場所で行われるので水濡れダメージの心配が不要。
- ・海外ネットワークの活用。  
自社の海外現法に加え、各国の海外代理店を使ったサービスを展開。
- ・総合物流サービスを提供。  
輸出入海上混載サービスをベースとし、FCL、航空、通関、国内トラック輸送、倉庫保管、クロスボーダートラック輸送等、お客様のニーズに合わせ、あらゆるタイプのサービスを提供可能。  
  
\* LCL貨物で使用するトラックは日本のような混載便のシステムは一般的にはほとんどなく、チャーター扱い。

# CFS サービスポイント



・BANGKOK  
チャオプラヤー川の  
河口から約30kmに点  
在する岸壁で構成。

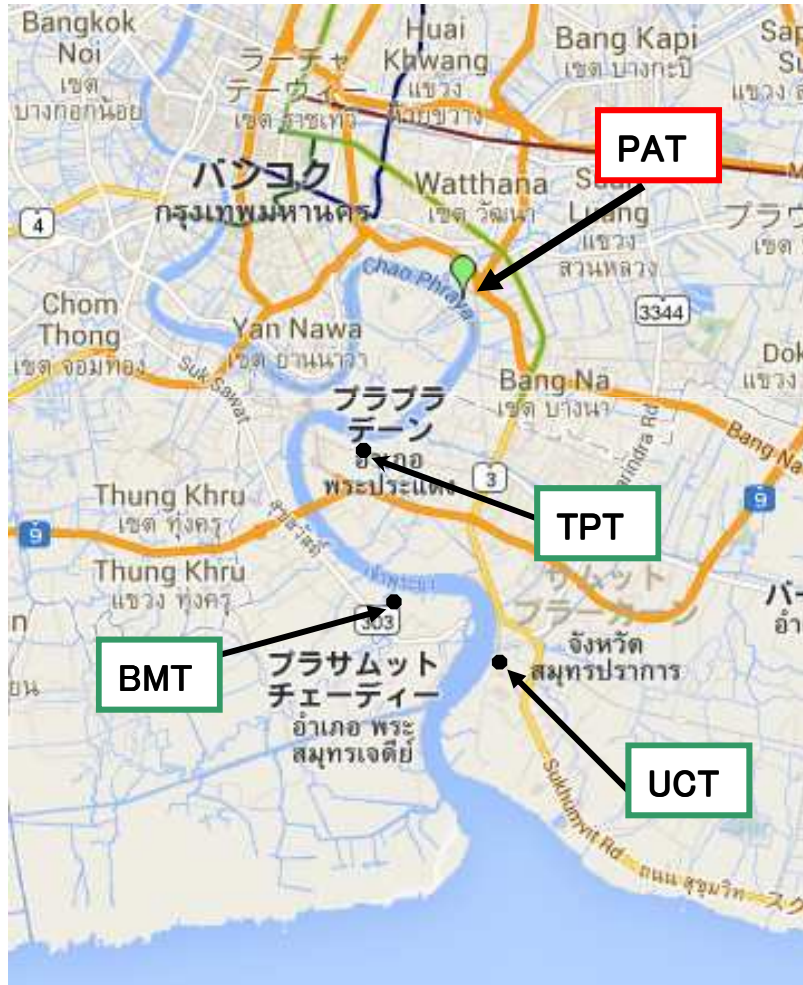
・LAEM CHABANG

・LAT KRABANG  
バンコク市内から東に  
約30km、レムチャバ  
ン港から約110kmの  
ラッカバン工業団地に  
建設されたインランド・  
コンテナ・デポ(ICD)

# バンコク港について

- ・バンコク港(Port Authority of Thailand)はタイ港湾局に管理された公営の施設。地区名からクロントイ港と呼ばれている。
- ・船舶や在来船、コンテナ船などの着岸バースを始め、税関や保税倉庫等が完備されている。
- ・近くにBMTやSCT等の私営コンテナ・ターミナルがあり、それも含めてバンコク港と言う。
- ・水深は8.5~11mと浅く、入港できるコンテナ船の喫水は8.2m、船長172m以下と制限される。  
また、チャオプラヤー川が運ぶ土砂が堆積するので船を安全に航行、停泊させる為に定期的に水底を掘削する必要がある。
- ・何度か火災事故が発生した為、現在は取り扱える危険品の品目及び物量に制限があり、後背地の拡張が物理的に難しい理由から、タイ政府は1991年にレムチャバン港を建設し、大型船の誘致を進めた。

# バンコク港ターミナル



- ・PAT  
PORT AUTHORITY OF THAILAND  
address : 444 TARUA ROAD,  
KLONGTOEY, BANGKOK  
([www.bkp.port.co.th](http://www.bkp.port.co.th))

## <PAT以外のターミナル(市営)>

- ・TPT  
THAI PROSPERITY TERMINAL
- ・BMT  
BANGKOK MODERN TERMINAL
- ・UCT  
THE UNITHAI CONTAINER  
TERMINAL

# レムチャバン港について

- レムチャバン港は1991年に開港した国際貿易港であり、1997年に同国バンコク港の貨物取扱量を抜き最大の港湾となった。タイに立ち寄る国際的なコンテナ船航路のほとんどがこの港を使用している。
- コンテナ船をはじめ在来船、自動車専用のターミナルも併設されており、バンコクから30km東にある内陸コンテナデポ・ラッカバンと鉄道で直接結ばれている。レムチャバン港とバンコク間の高速道路も開通しており、トレーラーによる道路輸送も頻繁に行われている。





# レムチャバン港ターミナル



(source) Laem Chabang Port Website

現在4区画のターミナルで構成されている。  
Aターミナル(6バース)、Bターミナル(5バース)  
Cターミナル(4バース)、Dターミナル(3バース)  
があり、民間会社によって運営されている。  
\* CFS倉庫は港湾管轄

- A ターミナル  
旅客船バース、自動車輸送の  
RORO船バース、  
多用途バース、バラ積み貨物  
船バースなど(A0-A6)
- B ターミナル  
コンテナバース(B1-B5)
- C ターミナル  
コンテナバース(含RORO  
船の利用可能な1バース)  
(C0-C3)
- D ターミナル  
コンテナバース(D1-D3)

# 危険品を含むコンテナ(レムチャバン向け) の取扱いについて

一部危険品(Class1,2.3)を除き、危険品を含むコンテナ貨物はすべて JWD運営の危険品倉庫およびヤードへ一旦搬入され、デバン後、危険品と普通品を分けて(別の区画に)蔵置され、JWDを通じての引渡しとなります。

<レムチャバンJWD>

JWD Infologistics Co., Ltd.

Address : Dangerous Cargo Warehouse,

Laemchabang Port, Toong Sukhla, Sriracha, Cholburi 20230

Tel : 66(0) 3840-9242 Fax : 66 (0) 3840-9324

URL : <http://www.jwd-logistics.com/cms/pdf/DG.pdf>



# ラッカバンICDについて

- バンコク市内から東に約30km、レムチャバン港から約110kmのラッカバン工業団地に建設されたインランド・コンテナ・デポ(ICD)。1996年に開設され、広さは約96万平方メートル。バンコクの交通渋滞、特にクロントイ地区のひどい混雑を緩和するための政策として、SRT(タイ鉄道公社)による大型公共ICDの建設が決定され、SRTはJICA(国際協力機構)の提案に従い、レムチャバン港の施設支援と振興を図る目的も含め建設された。
- 最大コンテナ蔵置能力は6,700 TEU。マースクシーランド、ESCO (Eastern Sea Laem Chabang Terminal)、エバーグリーン、TIFFA (タイ国際貨物フォワーダー協会)、韓進海運、NICD (日本郵船)の6社がそれぞれ6つに分かれたモジュールの運營業務を担っている。
- ラッカバンICDの特長のひとつはレムチャバン港まで鉄道が敷設されている点であり、鉄道は1モジュールごとに1日2~3往復、ICD全体で14往復している。1回の輸送能力は60 TEU。所要時間は5~6時間程。しかし、貨物が揃うまでは出発しないなど輸送手段としての信頼性が低い。現在はレムチャバン港まで約2時間で到着するトラック輸送をメインに据える船会社が多くラッカバンICD全体での比率はトラック7割、鉄道3割となっている。

# 輸入貨物と書類の流れ

本船から荷揚げされたコンテナはCYに保管された後、船社毎に割り当てられたCFSエリアにて港湾職員及び船社担当者の監視の基、港湾作業員によってデバン作業を行う。デバン後は港湾局が管理しているCFS倉庫にて保管(所要日数: 本船入港後3~5日間)。

- 1) 「アライバルノーティス」を受荷主へ送付。
- 2) 本船入港2日前までに船社を通じて税関へマニフェストを提出。
- 3) 本船入港後「デリバリーオーダー」を発行手配。

# 輸出入通関

- 輸出入申告は電子通関システム(E-Customs、通称ペーパーレスシステム)により、オンライン化されている。
- 原則的に輸出入者は事前に税関に登録する必要がある。申告は輸出入者自身或いは指定通関業者がE-Customsシステムを通じて代行で行う。
- スポットの場合、事前登録がなくても、カウンターサービスを利用可能。
- 輸入通関では貨物の開梱検査があるかどうかにかかわらず、貨物検査(Inspection)はプロセスとしては必ず発生する。貨物検査時に通関必要書類を税関担当者に提出する。
- 輸入通関に必要な書類  
B/L(サレンダー、WAYBILL) コピー  
インボイス・パッキングリストのコピー  
商品カタログ  
輸入ライセンス(事前に取得が必要な貨物の場合)  
特定原産地証明書などの特惠関税を受ける為の書類(BOIなど)。

# 輸入関税・VATについて

- 輸入関税はCIF価格に課税。輸入VAT(付加価値税)はCIF+輸入関税の合計額の7%。贅沢品や嗜好品には物品税も課税される。(関税率はHS CODEごとに税関ホームページで確認が可能)
- HSコードの特定はタイ独自の解釈が入ることがあり、日本で使用されるHSコードがそのまま適用されるとは限らない。
- 内容点検は認められておらず、荷主の書類の情報だけで申告を行わなければならない。
- 書類の記載ミス、書類の記載内容と現物の不一致、HSコードの間違いが指摘されると通関手続きがストップし、ペナルティーが課せられることがある。
- 安易に税率の低いHSコードを選択するのは危険。
- 税関の事後調査等でHSコードの間違いが発見されると、更に多額のペナルティーが発生する。
- 輸入前に税関に正式に申請し、HSコードを判定してもらう制度があり、確定したHSコードは一年間は有効。

# 主な減免税・保税制度

## ・BOI通関

Board of Investment(タイ国投資委員会)の略。

外国の投資を呼び込むための工業省傘下の政府機関。

プロジェクトごとに恩典が与えられる。

承認を受けたプロジェクトについては、生産に利用する機械や輸入原材料の輸入関税・VATの減免税の恩典が与えられることが多い。輸入通関に使用するInvoiceごとにBOIからApproval letterを発行してもらい、輸入通関時に税関に提出することで、減免税で輸入を行う。BOIのApproval letterの取得が間に合わないケースでは、先に関税を納付し、取得後、還付手続きを取ることも可能。輸出を前提にBOIから承認を受けているので、減免税で輸入した貨物が国内販売に回った場合は、納税しなければならない。

投資奨励企業・プロジェクトの大幅な見直しが行われると言われている。

## ・BIS19条

税関管轄。輸入後、加工され、輸出することが前提。

輸入時に輸入関税を一旦納付し、輸出完結後、還付を請求する。税関への事前登録が必要。BOIの恩典が切れた輸出型企業等が利用している。輸入関税は銀行保証による納付も可能。還付手続きは関係書類を厳格にチェックされるなど、厳しいと言われている

# 保税区域について

- ・IEAT Free Zone

輸出加工区。以前はEPZという名称だった。

IEAT(工業団地公社)管轄。加工し、輸出することを前提とする。原材料は保税のまま輸入が可能。

- ・Bonded Factory/Bonded Warehouse

税関管轄。いわゆる保税倉庫/保税工場。

- ・Free Zone

税関管轄。比較的新しい制度。Bonded Factory/Bonded Warehouseに比べ、自由度が高いと言われている。エリアでのZone認定のほか、工場や倉庫ごとに認定される場合もある。Free Zoneに搬入後、内貨にする場合は、輸入通関が行われる。



# 化学品の輸入について

化学品はタイ国内の法律により

1)輸入禁止、2)要輸入ライセンス取得、3)届出が必要、4)規制なし、の4段階に分けられる。

監督官庁は工業省。

MSDSや商品説明などの必要書類を揃えて、工業省に申請すれば1~2週間ほどで、判定書を発行してくれる。ただし、成分(CAS NO.)の100%開示が求められる。

“4)規制なし”に該当する化学品を輸入する場合でも、工業省の判定書がないと、どれに該当するか判断がつかないという理由で輸入通関が止まってしまうケースがあるので、国際輸送上の危険品・非危険品を問わず、輸入前の判定書の取得を勧めている。

“4)規制なし”以外は貨物入港前に手続きを行うことが義務付けられており、手続きを行われていないと原則輸入できず、積戻しになる。

# 取扱い注意貨物

- TISI(Thai Industrial Standard institute)  
タイ版JIS規格。製品の均一化と品質維持のためにガイドラインを設定。鉄鋼製品や電気製品、車両等で事前の輸入許可が必要な場合がある。
- 食品、食器、化粧品、薬品等  
FDAのライセンスの取得を義務付けられているケースが多く、事前の確認が必要。ライセンスは取得に時間がかかるため必ず輸出前に要取得。
- 計測器、秤  
輸入ライセンス取得対象。貨物入庫前の手続きが必要。



---

## NTL NAIGAI TRANS LINE (THAILAND) CO.,LTD. (International Freight Forwarder)

4TH FLOOR, BOONMITR BUILDING 138 SILOM ROAD, SURIYAWONG,  
BANGRAK, BANGKOK 10500 THAILAND

TEL : (66) 2-634-3421 (Auto Lines) FAX : (66) 2-634-3424

บริษัท เอ็นทีแอล ไนไก ทรานส์ ไลน์ (ประเทศไทย) จำกัด (อินเตอร์เนชั่นแนล เฟรท ฟอรัวเคอร์)

138 อาคารบุญมิตร ชั้น 4 ถนนสีลม แขวงสุริยวงศ์ เขตบางรัก  
กรุงเทพฯ 10500

<http://www.ntl-naigai.co.th/>